

1 重層的支援体制整備事業

(1) 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業とは、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを生かし、困窮、高齢、障害、子育てといった分野別の支援体制では対応しきれないような、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、これまでそれぞれの分野毎にあった予算を一体化し、「分野を問わない相談支援」「社会参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

■重層的支援体制整備事業における各事業の概要

事業	概要
包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第1号)	・分野や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第2号)	・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第3号)	・分野や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第4号)	・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4 第2項第5号)	・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・支援関係機関の役割分担を図る

※プラットフォーム：地域の福祉課題を共有・協議する場、サービスを利用する人と、提供者をつなぐ場

2 豊川市における重層的支援体制整備事業の実施体制

「重層的支援体制整備事業は、既存のものとは別の新しい相談支援機関、地域の拠点（施設）を設けることが目的でなく、既存の支援機関等の機能や専門性を生かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制をつくる」という本事業の基本理念や、市民アンケート調査、令和3年度より取り組んだ移行準備の実績などを踏まえ、令和5年度からの事業の実施体制を決定しました。

（１）包括的相談支援事業

本市では、困窮、高齢、障害、子育ての4つの相談窓口のうち、「高齢者の相談窓口」として地域住民からの認知度が高い地域包括支援センターを、地域における分野を問わない「福祉の相談窓口」とします。

市役所内においては、平成27年度から庁内連携の取り組みや、支援関係機関等とのネットワーク構築を進めている困窮の相談窓口を、相談先の分からない福祉に関する相談の受付及び支援の案内役とします。

これらの窓口では、相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。また、従来の連携による支援や相談窓口単独では解決が難しい場合には、多機関協働事業へつなぎます。

障害、子育てなど、その他の相談窓口においては、相談内容から多機関協働事業による支援が必要と判断した場合には、相談者から丁寧にお困りの状況や課題を聞き取り、相談記録を作成して多機関協働事業につなぐことで、途切れることのない支援を実施します。

【重層的支援体制整備事業として規定される相談窓口】

- ①地域包括支援センターの運営【高齢】
- ②自立相談支援事業【困窮】
- ③相談支援事業【障害】
- ④利用者支援事業【子育て】

（２）参加支援事業

本市ではCSWを中心として、相談者との丁寧なアセスメントを通じて課題の解きほぐしを行い、社会参加への支援ニーズや課題などの把握に努め、本人及び世帯のニーズに合った集いの場、働く場などの居場所への参加に向けた支援メニューを作成します。

また、支援に必要なサービスを提供する、地域や事業者等へ働きかけを行い、既存の支援を組み合わせた新たな取り組みを実施するためのコーディネート及び支援メニュー化により、柔軟で最適な参加支援の実施を目指します。

さらに、参加開始後も、利用者に対するサービス利用の定着支援や、利用者の受け入れ先事業者等へのフォローアップを行います。

※アセスメント：相談者やご家族が抱える悩みや現状を分析し、それらを解決するためにはどのような支援が必要なのかを整理すること

(3) 地域づくり事業

困窮、高齢、障害、子育ての各法等に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、身近な生活圏域において、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う居場所の開設」等を行います。

本市では、「生活支援体制整備事業」及び「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を中心として、既存事業の対象者の拡大及び相互連携による世代や分野を超えた住民同士が交流できる居場所の整備を推進します。(多様な「場」づくり)

また、地域住民等と一緒に、地域資源の把握や不足するサービス支援の創出、ボランティア等の担い手の発掘や育成、地域住民に対する活動の普及啓発など、「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせます。(つなぎ・コーディネート役割)

【重層的支援体制整備事業として規定される地域づくり事業】

- ①生活支援体制整備事業【高齢】
- ②地域介護予防活動支援事業【高齢】
- ③生活困窮者支援等のための地域づくり事業【困窮】
- ④地域活動支援センター事業（機能強化事業）【障害】
- ⑤地域子育て支援拠点事業【子育て】

(4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本市ではCSWを中心として支援関係機関等と連携し、支援を拒否しているセルフネグレクトの状態である方など、必要な支援が届いていない方の把握に努め、本人と直接関わるための信頼関係の構築に重点をおいて実施します。

また、多機関協働事業による支援が実施されている方に対しても、支援が適切に実施されているか、新たな課題が発生していないかなど、継続的に関わりを持ち、伴走型の支援を実施します。

(5) 多機関協働事業

多機関協働事業は、既存の相談支援機関をサポートするとともに、支援に関わる関係者の連携の円滑化を図るなど、重層的支援体制整備事業の中核を担う事業です。

各相談窓口で受けた事例のうち、従来の分野別の支援方法では解決できない複雑化・複合化した事例について、多機関協働事業を実施します。重層的支援会議を開催し、CSWを中心として、支援関係機関等の連携による役割分担や支援の方向性の決定、参加支援事業やアウトリーチ事業などを組み合わせた支援プランを作成し、適切な支援につなげます。

また、地域や支援関係機関等が課題を把握していながらも、支援につなげていない方に対しては、「支援会議」の開催により、支援関係機関等における情報共有や必要な支援につなげるための検討を行います。

新たに設置する重層的支援体制整備事業の担当部署では、多機関協働事業の総合的な調

整役及び支援関係機関等の相談役となり、重層的支援会議や支援会議の開催に必要な調整や手続きを行うほか、支援関係機関等との連携強化を図り、地域全体での包括的な支援体制を構築します。

- ・重層的支援会議…多機関協働事業において実施し、支援関係機関等との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、支援関係機関等の連携やプランの適切、支援の終結、資源の把握や創出等について検討するための会議
- ・支援会議…社会福祉法第106条の6に規定された会議であり、市町村が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能な会議

3 ロードマップ（中長期的な事業の見通し）

■ロードマップ

